

学校法人の期間内処理事項(登記事項等について)

2 その他の事項

事 項	期 間	起 算 日	根 拠 法 令
財産目録の作成	遅滞なく	法人設立のとき	私立学校法第 107 条第 1 項
	3 ヶ月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第 107 条第 1 項
	2 週間以内	合併認可の通知があった日	私立学校法第 127 条第 1 項
貸借対照表の作成 (注)	3 ヶ月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第 103 条第 2 項
	2 週間以内	合併認可の通知があった日	私立学校法第 127 条第 1 項
収支計算書、事業報告書、附属明細書の作成	3 ヶ月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第 103 条第 1 項
役員及び評議員の名簿、役員及び評議員に対する報酬等の基準の作成	遅滞なく	法人設立のとき	私立学校法第 107 条第 1 項
	3 ヶ月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第 107 条第 1 項
役員の補充	1 ヶ月以内	理事又は監事のうちその定数の 5 分の 1 (監事は 2 分の 1) を超えるものが欠けたとき	私立学校法第 34 条第 3 項、第 50 条第 3 項

注：学校法人は、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。(私立学校法第 103 条第 1 項)